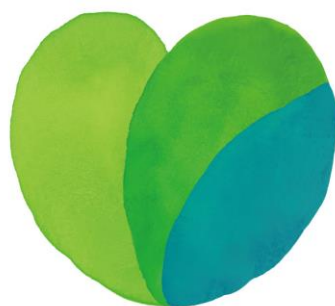


# 経営事項審査に係るデータ作成業務仕様書



しあわせ  
信州

長野県建設部建設政策課

令和3年3月

## 目次

	ページ
第1章 基本的事項	
1 業務名	1
2 履行期間	1
3 納入場所	1
4 業務の範囲	1
5 データ作成予定業務とその予定件数	1
第2章 経営事項審査に係るソースデータ作成	1
1 基本事項	1
2 データ作成依頼書類一式	1
3 ソースデータ作成要領	1
4 成果品のエラー発生頻度	2
5 障害時対応	2
6 新規帳票及び既存帳票の仕様変更	2
第3章 データ作成依頼書類一式の引渡し及び成果物の納品	
1 データ作成依頼書類一式の引渡し場所	2
2 データ作成業務スケジュール	2
3 引渡しするもの	2
4 成果品の納品方法	2
5 納品データの記録形式	2
6 発注書及び納品書	3
第4章 連絡体制	
1 受付窓口	3
2 障害連絡	3
第5章 個人情報及び情報資産の取扱	
1 基本事項	3
2 特記事項	3

- 別紙1 データ入力依頼書類一式
- 別紙2 ソースデータ作成要領
- 別紙3 外字コード表
- 別紙4 経審ソースデータレイアウト
- 別紙5 データエントリ計画表
- 別紙6 データエントリ発注書
- 別紙7 データエントリ納品書
- 別紙8 個人情報取扱事務委託基準
- 別紙9 情報資産等取扱特記事項

---

## 経営事項審査に係るデータ作成業務仕様書

本書は、長野県の経営事項審査に係るデータ作成業務に関する仕様書であり、本業務の受託業者は以下に示す全ての事項を満たすこと。

### 第1章 基本的事項

#### 1 業務名

経営事項審査に係るデータ作成業務

#### 2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 3 納入場所

長野県建設部建設政策課が定める場所

#### 4 業務の範囲

- (1) 経営事項審査に係るソースデータ作成（第2章）
- (2) データ作成依頼書類一式の引渡し及び成果物の納品（第3章）
- (3) 連絡体制（第4章）
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱（第5章）

#### 5 データ作成予定業務とその予定件数

- (1) 業務名 経営事項審査に係るデータ作成業務
- (2) 業務コード A81
- (3) 令和3年度予定件数（レコード） 189,800

### 第2章 経営事項審査に係るソースデータ作成

#### 1 基本事項

経営事項審査申請データ作成依頼書類一式に記載された事項を、ソースデータ作成要領に従って作成し、納品すること。

#### 2 データ作成依頼書類一式

別紙1のとおり

#### 3 ソースデータ作成要領

別紙2～別紙4のとおり

4 成果品のエラー発生頻度

0.03パーセント以内とすること。

5 障害時対応

受託者は障害原因を調査した後、再発防止策を策定して県の了解の上、実施すること。

6 新規帳票及び既存帳票の仕様変更

県から別紙1に記載されている以外の帳票においてデータ作成業務の依頼があった場合、若しくは既存帳票の仕様変更依頼があった場合、受託者は県と協議の上、当該業務が円滑に行われるように必要な技術支援及び業務アプリケーションを作成して、当該業務を実施すること。

第3章 データ作成依頼書類一式の引渡し及び成果物の納品

1 データ作成依頼書類一式の引渡し場所

データ作成依頼書類一式の引渡しは、建設政策課長が指定する場所で行う。

2 データ作成業務スケジュール

受託者は建設政策課から提供されるデータエントリ計画表（様式を別紙5に示す。）（以下「計画表」とする。）に従ってデータ作成業務を行うこと。発注及び納品の日時は計画表に従うものとする。

また、計画表に変更があった場合は、随時建設政策課から受託者に連絡する。受託者が計画表の変更を必要とする場合は、事前に建設政策課長と協議すること。

3 引渡しするもの

- (1) データ作成依頼書類一式（紙）
- (2) 納品用媒体（CD-R）（USBは不可）
- (3) データエントリ発注書（別紙6）及びデータエントリ納品書（別紙7）

4 成果品の納品方法

納入は、光ディスク（CD-R）に記録して建設政策課長が指定する場所に持参する。なお、光ディスク（CD-R）によりがたい場合は、事前に建設政策課長と協議すること。

5 納品データの記録形式

UTF-8形式を使用すること。

## 6 発注書及び納品書

- (1) データエントリ発注書は建設政策課にて記載し、データエントリ納品書は空欄のまま引き渡すこととする。
- (2) 納品書は、受託者にて記入すること。

## 第4章 連絡体制

### 1 受付窓口

県から連絡を受ける受付窓口として県の開庁日の8時30分から17時15分まで連絡可能な受付窓口を設置し、速やかに連絡がとれること。

但し、17時15分以降に成果品の納品を予定している日は当該納品物が県に届くまで、速やかに連絡がとれること。

### 2 障害連絡

障害検知時は、受託者により一次切分を行い、障害内容に従い適切な連絡先へ連絡し、障害対応を行うこと。

## 第5章 個人情報及び情報資産の取扱

### 1 基本事項

- (1) 「個人情報取扱事務委託基準(別紙8)」及び「情報資産等取扱特記事項(別紙9)」の記載内容に従うこと。
- (2) (1)に記載のない事項に関しては、受託者の情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (3) 該当しない項目が発生した場合は、都度建設政策課長と受託者で協議をすること。

### 2 特記事項

- (1) 個人情報を含む原票の搬送には、受託者が自ら搬送するか、もしくは受託者と同等の秘密保持義務を負わせた委託会社が搬送すること。
- (2) 原票及び納品データが保存されている媒体は、県庁搬送まで入室者を限定した室内の鍵付ロッカーに一時保管すること。
- (3) 受託業者は本調達業務を行う全ての場所において、本章で要求されている内容が遵守されていることを確認すること。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

行政庁側記入欄
項番
請求年月日
土木事務所コード整理番号

申請時の許可番号
大臣知事コート
国土交通大臣知事許可(一般-特)第
許可年月日

前回の申請時の許可番号
大臣知事コート
国土交通大臣知事許可(一般-特)第
許可年月日

審査基準日
令和 年 月 日

申請等の区分

処理の区分

法人又は個人の別
(1.法人)
(2.個人)
資本金額又は出資総額
法人番号

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

郵便番号
電話番号

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

許可を受けている建設業
(1.一般)
(2.特定)

経営規模等評価対象建設業





その他の審査項目 (社会性等)

**労働福祉の状況**

項番 3  
雇用保険加入の有無 4 1 3 [1.有、2.無、3.適用除外]  
健康保険加入の有無 4 2 3 [1.有、2.無、3.適用除外]  
厚生年金保険加入の有無 4 3 3 [1.有、2.無、3.適用除外]  
建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 3 [1.有、2.無]  
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 3 [1.有、2.無]  
法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 3 [1.有、2.無]

---

**建設業の営業継続の状況**

営業年数 4 7 3 5 (年) 

初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日	休業等期間 年 か月	備考(組織変更等)
------------------------------	---------------	-----------

  
 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 4 8 3 [1.有、2.無] 

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続終了決定日 令和 年 月 日
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

---

**防災活動への貢献の状況**

防災協定の締結の有無 4 9 3 [1.有、2.無]

---

**法令遵守の状況**

営業停止処分の有無 5 0 3 [1.有、2.無]  
指示処分の有無 5 1 3 [1.有、2.無]

---

**建設業の経理の状況**

監査の受審状況 5 2 3 [ 1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、  
3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無 ]  
公認会計士等の数 5 3 3 5 (人)  
二級登録経理試験合格者等の数 5 4 3 5 (人)

---

**研究開発の状況**

研究開発費(2期平均) 5 5 3 5 10 (千円) 

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

---

**建設機械の保有状況**

建設機械の所有及びリース台数 5 6 3 5 (台)

---

**国際標準化機構が定めた規格による登録の状況**

ISO9001の登録の有無 5 7 3 [1.有、2.無]  
ISO14001の登録の有無 5 8 3 [1.有、2.無]

---

**若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況**

若年技術職員の継続的な育成及び確保 5 9 3 [1.該当、2.非該当]	技術職員数(A) (人)	若年技術職員数(B) (人)	若年技術職員の割合(B/A)
新規若年技術職員の育成及び確保 6 0 3 [1.該当、2.非該当]	新規若年技術職員数(C) (人)	新規若年技術職員の割合(C/A)	

---

**知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況**

CPD単位取得数 6 1 3 5 10 (単位)      技術者数 11 15 (人)  
技能レベル向上者数 6 2 3 5 (人)      技能者数 9 10 (人)      控除対象者数 15 20 (人)

技術職員名簿

頁 項番 3 5 頁  
数 8 1

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
			年 月 日		3	5		10				
1			年 月 日		8	2						
2			年 月 日		8	2						
3			年 月 日		8	2						
4			年 月 日		8	2						
5			年 月 日		8	2						
6			年 月 日		8	2						
7			年 月 日		8	2						
8			年 月 日		8	2						
9			年 月 日		8	2						
10			年 月 日		8	2						
11			年 月 日		8	2						
12			年 月 日		8	2						
13			年 月 日		8	2						
14			年 月 日		8	2						
15			年 月 日		8	2						
16			年 月 日		8	2						
17			年 月 日		8	2						
18			年 月 日		8	2						
19			年 月 日		8	2						
20			年 月 日		8	2						
21			年 月 日		8	2						
22			年 月 日		8	2						
23			年 月 日		8	2						
24			年 月 日		8	2						
25			年 月 日		8	2						
26			年 月 日		8	2						
27			年 月 日		8	2						
28			年 月 日		8	2						
29			年 月 日		8	2						
30			年 月 日		8	2						

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関  
登録番号  
登録年月日 令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。  
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 - 号  
審査基準日 令和 年 月 日  
電話番号 -  
処理の区分

項番 7 1 0 1 資本金 (千円)

7 1 0 1 売上高に占める完成工事高の割合 %

7 1 0 2 単独決算又は別連結決算の別 [1.単独決算、2.連結決算]

経営状況分析

7 1 0 3 純支払利息比率

数値

自己資本対固定資産比率

数値

7 1 0 4 負債回転期間

数値

自己資本比率

数値

7 1 0 5 総資本売上総利益率

数値

営業キャッシュフロー

数値

7 1 0 6 売上高経常利益率

数値

利益剰余金

数値

経営状況点数 (A) =

7 1 0 7 経営状況分析結果 (Y) =

数値

金額 (千円)

7 1 0 8 固定資産

金額 (千円)

売上高

金額 (千円)

7 1 0 9 流動負債

金額 (千円)

売上総利益

金額 (千円)

7 1 1 0 固定負債

金額 (千円)

受取利息配当金

金額 (千円)

7 1 1 1 利益剰余金

金額 (千円)

支払利息

金額 (千円)

7 1 1 2 自己資本

金額 (千円)

経常(事業主)利益

金額 (千円)

7 1 1 3 総資本(当期)

金額 (千円)

営業キャッシュフロー(当期)

金額 (千円)

7 1 1 4 総資本(前期)

金額 (千円)

営業キャッシュフロー(前期)

金額 (千円)

## ソースデータ作成要領

### 1 ソースデータの作成

ソースデータの作成は別途配布する「経審ソースデータ作成ツール」を使用するか、または下記のレコード形式等に従って作成してください。

### 2 レコード形式

(1) 各項番ごとに1レコードとして、決められた属性・桁数（別紙4 経審ソースデータレイアウト参照）で入力します。

(2) レコードの区切りは改行コード（“CR” + “LF”）とします。

また、各項番の有効データが決められた桁数に満たないときは、その項目の属性に従った空白で埋めてください。

### 3 コード

UTF-8を使用してください。

### 4 ソースデータのファイルサイズ

2Mバイト以内で作成してください。

### 5 注意事項

(1) 1件の申請データ内では、項番は昇順でなければなりません。

(2) 1件の申請データは、同じソースデータファイル内に連続して入力されていなければなりません。

(3) JIS第1水準～第4水準および「別紙3 外字コード表」に掲げる漢字以外の漢字は、全角の‘\*’（アスタリスク）を入力してください。

(4) 合成用濁点（U+3099）および合成用半濁点（U+309A）は入力しないでください。

### 6 備考

(1) データ作成依頼書類一式の別紙1-4のうち項番61及び項番62の部分に係る入力については、令和3年4月23日以降に依頼するものから入力してください。

また、令和3年4月1日と4月13日に依頼するものについては、別紙1-5のうち項番81及び項番82について、それぞれの項番を61及び62と読み替えて入力してください。

(2) データ作成依頼書類一式の別紙1-4のうち項番61及び項番62の部分、別紙1-5のうち項番81及び項番82に係る経審ソースデータレイアウトについては、令和3年4月22日までに提供するものとします。

## J I S 第 1 水準～第 4 水準以外で使用できる漢字

J I S 第 1 水準～第 4 水準以外で使用できる漢字を以下に示します。

任	但	佞	僂	僣	倣	𪗇	冷	夙	尢
U+4EFC	U+4F39	U+4FCD	U+4FFF	U+50F4	U+50D8	U+5164	U+51BE	U+51EC	U+529C
勅	邵	𪗇	𪗇	𪗇	坦	𪗇	𪗇	𪗇	妹
U+52C0	U+5372	U+53DD	U+FA0E	U+5759	U+5765	U+58B2	U+5953	U+5963	U+59BA
崐	𪗇	𪗇	𪗇	悅	愀	愠	慟	𪗇	教
U+5CF5	U+5DD0	U+5F21	U+605D	U+6085	U+60DE	U+6120	U+6111	U+6213	U+654E
昂	昂	晴	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	泣	清	澆
U+663B	U+662E	U+FA12	U+670E	U+6AE2	U+6C6F	U+6D6F	U+6D96	U+6DF8	U+6DF2
洵	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	皂	益	𪗇	礼
U+6E39	U+7324	U+73BD	U+73D2	U+73F5	U+7429	U+7682	U+FA17	U+787A	U+FA18
靖	精	羨	羽	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	赶	𪗇
U+FA1C	U+FA1D	U+7FA1	U+FA1E	U+83F6	U+856B	U+8807	U+8B53	U+8D76	U+FA23
軌	逸	遼	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇	𪗇
U+8ECF	U+FA25	U+9067	U+91DE	U+9206	U+9277	U+FA27	U+92D5	U+FA28	U+93A4
𪗇	𪗇	𪗇	閒	𪗇	𪗇	青	飯	飼	餽
U+93F8	U+9431	U+9448	U+9592	U+FA29	U+9743	U+9751	U+FA2A	U+FA2B	U+9927
館	高	𪗇	鶴						
U+FA2C	U+9AD9	U+9BBB	U+FA2D						

## 経審ソースデータレイアウト

(1) 経営事項審査申請書 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考	
1	1	項番 0 1	X	2	-	“01” 固定	
2		申請年月日	申請年月日	X	6	-	
3			請求年月日	X	6	-	
4			整理番号等	X	8	-	
5	2	項番 0 2	X	2	-	“02” 固定	
6		申請時の許可番号	大臣・知事コード	X	2	-	“00” ~ “47”
7			許可番号	X	6	-	
8			許可年月日	X	6	-	
9	3	項番 0 3	X	2	-	“03” 固定	
10		前回の申請時の許可番号	大臣・知事コード	X	2	-	“00” ~ “47”
11			許可番号	X	6	-	
12			許可年月日	X	6	-	
13	4	項番 0 4	X	2	-	“04” 固定	
14		審査基準日	X	6	-		
15	5	項番 0 5	X	2	-	“05” 固定	
16		申請等の区分	X	1	-	1:経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 2:経営規模等評価の申請 3:総合評定値の請求 4:経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 5:経営規模等評価の再審査の申立	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
17		項番06	X	2	-	“06” 固定
18		6 処理の区分	X	2	-	処理の区分の左欄 00: 1 2 か月ごとに決算を完結した場合 01: 6 か月ごとに決算を完結した場合 02: 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 1 2 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 03: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 04: 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
19	X		2	-	処理の区分の右欄 10: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 11: 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき 12: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 13: 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき 14: 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき 15: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 16: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 17: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 18: 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき 19: 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき 20: 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 21: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合 22: 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合	
20			項番07	X	2	-
21		7 法人又は個人の別	X	1	-	1: 法人 2: 個人
22		資本金額又は出資総額	X	10	-	
23		法人番号	X	13	-	
24		8 項番08	X	2	-	“08” 固定
25		商号又は名称のフリガナ	N	40	-	
26		9 項番09	X	2	-	“09” 固定
27		商号又は名称	N	40	-	
28		10 項番10	X	2	-	“10” 固定
29		代表者又は個人の氏名のフリガナ	N	20	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
30	11	項番 1 1	X	2	-	“11” 固定
31		代表者又は個人の氏名	N	10	-	
32	12	項番 1 2	X	2	-	“12” 固定
33		主たる営業所の所在地市区町村コード	X	5	-	
34	13	項番 1 3	X	2	-	“13” 固定
35		主たる営業所の所在地	N	40	-	
36	14	項番 1 4	X	2	-	“14” 固定
37		郵便番号	X	7	-	
38		電話番号	X	13	-	市外局番、局番、番号は ‘-’ (ハイフン) でつなぐ
39	15	項番 1 5	X	2	-	“15” 固定
40		許可を受けている建設業	X	1	×29	空白又は0:無 1:一般 2:特定
41	16	項番 1 6	X	2	-	“16” 固定
42		経営規模等評価等対象建設業	X	1	×29	空白又は0:審査対象外 9:審査対象
43	17	項番 1 7	X	2	-	“17” 固定
44		自己資本額	X	10	-	
45		審査対象	X	1	-	1:基準決算 2:2期平均
46	18	項番 1 8	X	2	-	“18” 固定
47		利益額 (2期平均)	X	10	-	
48	19	項番 1 9	X	2	-	“19” 固定
49		技術職員数	X	6	-	
50	20	項番 2 0	X	2	-	“20” 固定
51		登録経営状況分析機関番号	X	6	-	

(2) 工事種別完成工事高 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目		属性	桁数	繰り返し	備考
1		項番 3 1		X	2	-	“31” 固定
2	1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	自	X	4	-	
3			至	X	4	-	
4		審査対象事業年度	自	X	4	-	
5			至	X	4	-	
6		計算基準の区分		X	1	-	1: 2年平均 2: 3年平均
7		項番 3 2		X	2		“32” 固定
8		業種コード		X	3		
9	2	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	完成工事高	X	10	×33 (MAX)	
10			元請完成工事高	X	10		
11		審査対象事業年度	完成工事高	X	10		
12			元請完成工事高	X	10		
13		項番 3 3		X	2	-	“33” 固定
14	3	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	完成工事高	X	10	-	
15			元請完成工事高	X	10	-	
16		審査対象事業年度	完成工事高	X	10	-	
17			元請完成工事高	X	10	-	
18		項番 3 4		X	2	-	“34” 固定
19	4	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度	完成工事高	X	10	-	
20			元請完成工事高	X	10	-	
21		審査対象事業年度	完成工事高	X	10	-	
22			元請完成工事高	X	10	-	

## (3) その他の審査項目（社会性等） ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 4 1	X	2	-	“41” 固定
2		雇用保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
3	2	項番 4 2	X	2	-	“42” 固定
4		健康保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
5	3	項番 4 3	X	2	-	“43” 固定
6		厚生年金保険加入の有無	X	1	-	1:有 2:無 3:適用除外
7	4	項番 4 4	X	2	-	“44” 固定
8		建設業退職金共済制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
9	5	項番 4 5	X	2	-	“45” 固定
10		退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	X	1	-	1:有 2:無
11	6	項番 4 6	X	2	-	“46” 固定
12		法定外労働災害補償制度加入の有無	X	1	-	1:有 2:無
13	7	項番 4 7	X	2	-	“47” 固定
14		営業年数	X	3	-	
15	8	項番 4 8	X	2	-	“48” 固定
16		民事再生法又は会社更生法の適用の有無	X	1	-	1:有 2:無
17	9	項番 4 9	X	2	-	“49” 固定
18		防災協定の締結の有無	X	1	-	1:有 2:無
19	10	項番 5 0	X	2	-	“50” 固定
20		営業停止処分の有無	X	1	-	1:有 2:無
21	11	項番 5 1	X	2	-	“51” 固定
22		指示処分の有無	X	1	-	1:有 2:無

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
23	12	項番 5 2	X	2	-	“52” 固定
24		監査の受審状況	X	1	-	1:会計監査人の設置 2:会計参与の設置 3:経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 4:無
25	13	項番 5 3	X	2	-	“53” 固定
26		公認会計士等の数	X	4	-	
27	14	項番 5 4	X	2	-	“54” 固定
28		二級登録経理試験合格者の数	X	4	-	
29	15	項番 5 5	X	2	-	“55” 固定
30		研究開発費（2期平均）	X	10	-	
31	16	項番 5 6	X	2	-	“56” 固定
32		建設機械の所有及びリース台数	X	3	-	
33	17	項番 5 7	X	2	-	“57” 固定
34		I S O 9 0 0 1 の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無
35	18	項番 5 8	X	2	-	“58” 固定
36		I S O 1 4 0 0 1 の登録の有無	X	1	-	1:有 2:無
37	19	項番 5 9	X	2	-	“59” 固定
38		若年技術職員の継続的な育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当
39	20	項番 6 0	X	2	-	“60” 固定
40		新規若年技術職員の育成及び確保	X	1	-	1: 該当 2: 非該当

(4) 技術職員名簿 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1	1	項番 6 1	X	2	-	“61” 固定
2		頁数	X	3	-	
3	2	項番 6 2	X	2	×30 (MAX)	“62” 固定
4		業種コード 1	X	2		
5		有資格区分コード 1	X	3		
6		講習受講 1	X	1		1:有 2:無
7		業種コード 2	X	2		
8		有資格区分コード 2	X	3		
9		講習受講 2	X	1		1:有 2:無

## (5) 経営状況分析結果通知書 ソースデータレイアウト

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
1		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
2	1	枝番 0 1	X	2	-	“01” 固定
3		売上高に占める完成工事高の割合	X	4	-	
4		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
5	2	枝番 0 2	X	2	-	“02” 固定
6		単独決算又は連結決算の別	X	1	-	1:単独決算 2:連結決算
7		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
8	3	枝番 0 3	X	2	-	“03” 固定
9		純支払利息比率	X	8	-	
10		自己資本対固定資産比率	X	8	-	
11		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
12	4	枝番 0 4	X	2	-	“04” 固定
13		負債回転期間	X	8	-	
14		自己資本比率	X	8	-	
15		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
16	5	枝番 0 5	X	2	-	“05” 固定
17		総資本売上総利益率	X	8	-	
18		営業キャッシュフロー	X	8	-	
19		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
20	6	枝番 0 6	X	2	-	“06” 固定
21		売上高経常利益率	X	8	-	
22		利益剰余金	X	8	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
23		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
24	7	枝番 0 7	X	2	-	“07” 固定
25		経営状況分析結果 (Y) =	X	4	-	
26		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
27	8	枝番 0 8	X	2	-	“08” 固定
28		固定資産	X	12	-	
29		売上高	X	12	-	
30		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
31	9	枝番 0 9	X	2	-	“09” 固定
32		流動負債	X	12	-	
33		売上総利益	X	12	-	
34		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
35	10	枝番 1 0	X	2	-	“10” 固定
36		固定負債	X	12	-	
37		受取利息配当金	X	12	-	
38		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
39	11	枝番 1 1	X	2	-	“11” 固定
40		利益剰余金	X	12	-	
41		支払利息	X	12	-	
42		項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
43	12	枝番 1 2	X	2	-	“12” 固定
44		自己資本	X	12	-	
45		経常 (事業主) 利益	X	12	-	

通番	レコード	項目	属性	桁数	繰り返し	備考
46	13	項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
47		枝番 1 3	X	2	-	“13” 固定
48		総資本 (当期)	X	12	-	
49		営業キャッシュフロー (当期)	X	12	-	
50	14	項番 7 1	X	2	-	“71” 固定
51		枝番 1 4	X	2	-	“14” 固定
52		総資本 (前期)	X	12	-	
53		営業キャッシュフロー (前期)	X	12	-	

## データエントリー計画表

事務コード	事務名 (処理区分名)	帳票名	帳票コード	時間 依頼年月日	時間 エントリー期限	エントリー予定 件数(レコー ド件数)	機械処理年 月	備考
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.4.1	(08:30) 3.4.7	2,700		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.4.13	(08:30) 3.4.19	5,500		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.4.23	(08:30) 3.4.30	2,700		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.5.13	(08:30) 3.5.19	6,000		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.5.31	(08:30) 3.6.4	3,900		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.6.15	(08:30) 3.6.21	6,900		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.6.30	(08:30) 3.7.6	5,100		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.7.13	(08:30) 3.7.20	8,900		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.7.29	(08:30) 3.8.4	4,300		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.8.13	(08:30) 3.8.19	6,300		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.8.31	(08:30) 3.9.6	4,700		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.9.13	(08:30) 3.9.17	11,300		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.9.29	(08:30) 3.10.5	8,600		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.10.13	(08:30) 3.10.19	12,400		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.10.28	(08:30) 3.11.4	8,000		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.11.12	(08:30) 3.11.18	15,000		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.11.30	(08:30) 3.12.6	11,600		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.12.14	(08:30) 3.12.20	14,200		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 3.12.23	(08:30) 4.1.4	12,600		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 4.1.13	(08:30) 4.1.19	17,500		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 4.1.31	(08:30) 4.2.4	5,900		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 4.2.14	(08:30) 4.2.18	9,700		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 4.2.28	(08:30) 4.3.4	4,700		
A81	建設業許可業者 管理事務	ケイシンシ ンセイヨ	A81IKSN	(13:45) 4.3.14	(08:30) 4.3.18	1,300		



# データエントリ納品書

長野県建設部建設政策課長 様

業務コード		業務名			
納品予定日時	年	月	日	時	分
入力帳票名	入力帳票コード	帳票枚数	括 No.	括 個数	※作業件数
		カード枚数			

※

上記のとおり納品いたします。

年 月 日

(受託業者名)

せん孔 責任者名	
-------------	--

## 個人情報取扱事務委託基準

長野県個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う業務を委託する場合の当該個人情報について、次のとおり取り扱うものとする。

### （個人情報の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために県から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

### （個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、県の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

### （個人情報の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために県から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

なお、紛失防止のため原票のイメージ化をする場合には、県の承諾を得て行うものとする。

### （再委託の禁止）

第6 受託者は、県が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受託者は、前項の規定により県の承認を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この個人情報取扱事務委託基準を遵守する義務を負わせるものとする。

### （事故発生時における報告）

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、県に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

## 情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等(ネットワークで取り扱うデータ、原票等)について、次のとおり取り扱うものとする。

### (情報資産等の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために県から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

### (情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には県の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

### (情報資産等の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (情報資産等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、県から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

なお、紛失防止のため原票のイメージ化をする場合には、県の承諾を得て行うものとする。

### (再委託禁止)

第6 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により県の承認を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項を遵守する義務を負わせるものとする。

### (事故発生時における報告)

第7 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに県に報告し、その指示に従わなければならない。